

令和3年(2021年)第8回ニセコ町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年8月26日(木) 午後1時21分から午後2時00分

2 開催場所 ニセコ町役場 3階 町民ホール

3 出席委員(12人)

会長	12番	荒木	隆志		
会長職務代理者	7番	大野	智美		
委員	1番	大田	和広	2番	大橋 敏範
	3番	佐藤	寿恵	4番	長井 修
	5番	久保	正人	6番	笹塚 成之
	8番	高橋	洋	9番	茶谷 久登
	10番	芳賀	修一	11番	大道 正幸

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第1	議事録署名委員の指名
第2	会期の決定
第3	諸般の報告
第4	報告第1号 農地転用許可後の工事完了報告の受理について
第5	報告第2号 青年就農計画に係る認定について
第6	報告第3号 経営改善資金計画(青年等就農資金)の意見について
第7	報告第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく嘱託代位登記の完了について
第8	報告第5号 農地等の使用貸借の解約について
第9	議案第1号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの決定について
第10	議案第2号 土地の現況証明願出について
第11	議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 傍聴人 なし

7 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤 寛樹 農地係長 高田 伸次

8 会議の概要

議長

ただいまの出席委員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和3年、第8回ニセコ町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により議長において、

3番 佐藤 寿恵 君 4番 長井 修 君を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の佐藤事務局長、高田係長を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

今総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告をいたします。

令和3年第7回総会以降の会長及び代理の動静についての報告をいたします。

その内容は、別紙動静書のとおりであります。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4、報告第1号「農地転用許可後の工事完了報告の受理について」の件、日程第5、報告第2号「青年等就農計画に係る認定について」の件、日程第6、報告第3号「経営改善資金計画の意見について」の件、日程第7、報告第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく嘱託代位登記の完了について」の件、日程第8、報告第5号「農地等の使用貸借の解約について」の5件を一括議題といたします。

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局

報告第1号に先立ち先月の議案第4号、農業地利用集積計画の件の1番目、〇〇さんの使用貸借の説明について誤りがありましたので訂正します。

説明では、後継者にすべての農地を処分することで特例付加年金を受給するために相続人共同で処分を行うと説明しました。

農業者年金は、65歳になったらもらえる老齢年金と経営継承を行うことでもらえる特例付加年金の2種類があります。

特例付加年金は、経営継承する1か月前を基準日として基準日時点のすべての農地の適正な処分、農業生産施設の処分、処分時点での経営の継承が必要となります。

しかし、〇〇さんについては令和2年から完全に後継者に対して経営を譲っており、令和2年度には一部の農地が使用貸借されていますが、この時点での経営継承とみなされます。

この時点で今回使用貸借を結んだ相続未済の農地が処分されていれば、まだ受給できる可能性はあったのですが、せっかくもらえたはずの年金だったので何とかしようとは思いましたが、今回のタイミングでは〇〇さんが今でも一部の農地について経営を続けているなど特殊なケース以外は適正な経営継承とは判断できず、特例付加年金は受給できないことになりました。

今述べた理由から、先月説明した特例付加年金を受給するためという説明は誤りとなります。

使用貸借契約自体は継続され、効力には影響ないため報告事項とさせていただきます。

それでは議案の報告第1号の説明に入ります。

【報告第1号の朗読・説明】

4ページをお開きください。

土地所有者及び転用計画者その他事業内容について、記載しています。

昨年4月に農地転用許可をした事業の完了届の提出がありました。

完成写真については、5ページです。

以上で、報告第1号の朗読と説明を終わります。

【報告第2号の朗読・説明】

6ページをお開きください。

7月1日付けで、計画が認定されております。

詳細につきましては、この後の報告第3号で説明いたします。

以上で、報告第2号の朗読と説明を終わります。

【報告第3号の朗読・説明】

11ページをお開きください。

720万円の資金を借り入れるための計画です。

夫婦で新規酪農就農をするもので、詳細を把握できていない部分もありますが、売上乳量や資金繰りの想定に問題はないと思われれます。

農業委員会としての意見については、12ページに、計画の詳細に関する資料

事務局

については、13ページから20ページをご覧ください。

なお、8月17日までに意見書を提出しなければならず、総会にける暇がなかったため会長専決処分といたしました。

以上で、報告第3号の朗読と説明を終わります。

【報告第4号の朗読・説明】

21ページをお開き覧ください。

1番は、農業委員会のおっせん、2番は、農地保有合理化事業によるもので、4月の総会において、売買の利用集積計画を審議した案件です。

登記年月日は、それぞれ記載のとおりです。

図面は、22ページから23ページをご確認ください

以上で、報告第4号の朗読と説明を終わります。

【報告第5号の朗読・説明】

24ページをお開き覧ください。

1番は、〇〇さんの転用事業、2番は、新幹線工事に係る解約届出です。農業委員会が直接関わる事案ではありませんが、農地であることから報告いたしました。

以上で、報告第5号の朗読と説明を終わります

議長

それでは、ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

特に発言がないようですので、報告第1号から報告第5号までを報告済とします。

議 長

日程第8、議案第1号「農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの決定について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第1号の朗読・説明】

27ページをお開きください。

8月10日に会長、笹塚委員、大橋委員、大野代理と事務局で現地調査を行いました。

昨年までは、利用状況調査と荒廃農地調査という2つの調査があり、利用状況調査は、毎年農地委員のみなさまにお願いをしているところではありますが、この利用状況調査を元に再生困難な農地及び1年以上作付けされていない再生可能な農地は、本来は毎年北海道へ農地の利用について報告をすることになっています。

本年度より遊休農地に関する措置の状況に関する調査に一本化されています。

今回の非農地判断は、この調査におけるB放棄地、すなわち再生が困難な農地について、昨年度までは農地パトロール時に判断を行っていましたが、速やかに非農地判断を行うように通知が来ており、今回はその通知にもとづき、市街地にある農地について非農地判断を行うものです。

1番は、字〇〇、地目は田、面積797㎡、2番は、字〇〇、地目は畑、面積1,025㎡です。

現況は、森林状態を呈しており、狭小で連坦している農地もない土地です。

航空写真と現況写真は、28ページに掲載しております。

3番は、字〇〇、地目は畑、面積2,128㎡です。

所有者住宅の裏側に位置し、イタドリが一面に繁茂しており、隣接した土地には住宅など建築されている土地です。

航空写真と現況写真は、29ページに掲載しております。

4番は、字〇〇、地目は畑、面積53㎡です。

住宅の横側に位置し、もともと家庭菜園として利用されていた土地でありましたが、現在はフキが繁茂し、また、狭小で連坦している農地もなく現在は市街地の真ん中に位置しています。

航空写真と現況写真は、30ページに掲載しております。

5番は、字〇〇、地目は畑、面積503㎡です。

住宅の裏側に位置し、樹木に囲まれた狭小で連坦している農地もない土地です。

航空写真と現況写真は、31ページに掲載しております。

1番から5番まで、全て農地として継続して使用できる見込みはなく、市街地に位置しており、樹木、イタドリ、雑草などが繁茂しており管理もされていないことから非農地判断を行うものです。

なお、非農地と判断した農地については非農地通知書により土地所有者に

事務局

今回の判定結果をお知らせします。

以上で、議案第1号の朗読と説明を終わります。

議長

これより、議案第1号「農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの決定について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認め、討論を省略いたします。

これより、議案第1号「農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの決定について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第9、議案第2号「土地の現況証明願出について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第2号の朗読・説明】

32ページをお開きください。

1番は、字〇〇、地目は2筆とも畑、面積の合計は39,795㎡です。

昨年10月の農地パトロール時に確認していただいている土地です。

トドマツが育っており、本来は植林転用が必要な土地です。

ニセコ町農業委員会現況証明等事務取扱要綱第4条第3項により無断転用の場合は現況証明対象外となるため証明を出すことはできません。

しかし、この土地の場合、意図的に植林したわけではなく、苗木を育てていた育苗畑であったとの申告があり、苗木が売買できなかったため樹高が高くなり現在の状況になったとのことです。

3月の協議会で協議された案件です。

先月の総会において、植林転用事業地と関連し、隣接している土地です。

航空写真は、33ページに掲載しております。

2番は、字〇〇、地目は畑、面積990㎡です。

平成11年6月28日付けで現況確認、非農地判断を行っている土地となります。

航空写真は、34ページに掲載しております。

事務局 以上で議案第2号の朗読と説明を終わります。

議長 引き続き、当番委員であります笹塚委員より、補足説明をお願いします。

笹塚委員 6番 笹塚です。
現地調査に係る補足説明をいたします。
先般、8月10日に、会長・地区担当委員・事務局と私とで現地調査を実施しました。
1番については、トドマツがかなりの樹高に成長しており、また雑草が繁茂、農業用として利用されていたと思われる小さな小屋もありましたが、すでに成長している樹木が多く森林状態となっており農地として復元し利用することは困難であるため、農地以外と判断してやむを得ないと思われます。
2番については、たい肥置場として利用されており作付けは確認できなかったため、農地以外であると判断して問題ないと思われます。
委員のみなさんのご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 これより、議案第2号「土地の現況証明願出について」の件の質疑に入ります。
質疑はありませんか。
【なしの声あり】

質疑なしと認め、討論を省略いたします。

これより、議案第2号「土地の現況証明願出について」の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

この後の議案第3号については、〇〇に関する案件が含まれていますので、議事には参加せず議長を大野代理と代わります。

議長 (大野) 日程第10、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 【議案第3号の朗読・説明】
35ページをお開きください。
本案については、利用権の再設定が2件、利用権の新規設定が1件で、合計3件、面積は83,575㎡です。

番号1番は、報告第2号で報告した新規就農者へ賃貸借の設定を行うものであり、期間は5年間、10アール当たり5,000円です。

2番は、利用権の再設定で面積、単価は変更なく10アール当たり5,000円、期間は、5年間から1年間に変更されております。

賃貸借の始期は11月1日から1年間となっております。

3番は、農地耕作条件改善事業を行うため農地中間管理事業により中間管理権の設定を行っていた農地が返還されるため、今度は利用集積計画により賃貸借の設定を行うものです。

期間は、令和3年10月1日から令和8年9月30日までの5年間、10アール当たり5,000円となっており、これまでの農地中間管理機構との設定内容と変わりはありません。

図面については議案37ページから39ページ、調査書については、40ページから42ページに添付しております。

これらの計画内容は、全部効率利用、農作業常時従事など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案第3号の朗読と説明を終わります。

議長
(大野)

これより、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認め、討論を省略いたします。

これより、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

議長
(荒木)

以上をもって、令和3年、第8回ニセコ町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。

この議事録は、会議の経過を記載したものであり相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年8月26日

議 長 荒 木 隆 志

署名委員 3番 佐 藤 寿 恵

署名委員 4番 長 井 修